



平成 27 年 10 月号

《 所長便り 》

今回は、助成金のご案内です。

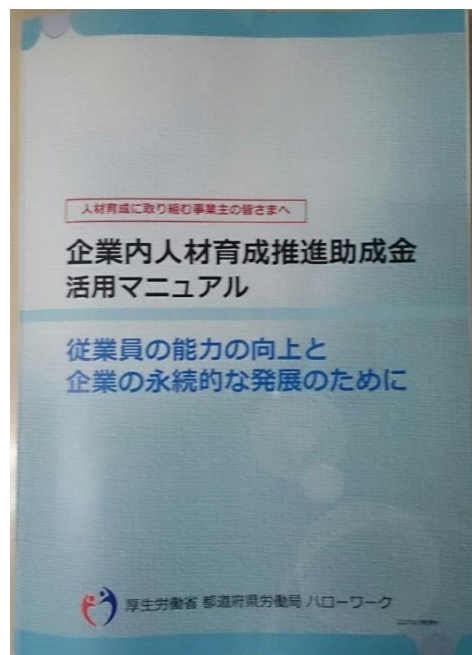
その助成金の名前は「企業内人材育成助成金」

巷で大人気らしいです。

というのも、この助成金は、全業種を対象にしているため、多分これを読んでいる会社のほとんどが、申請できる可能性があります。

ですので、普段助成金を使うのが難しい業種
例えば、不動産業や飲食業なども対象になります。
そして内容ですが、

「研修を実施し、技能を取得し、キャリアチェックシートを活用しよう」ということで、
細かい話は、ホームページをご覧ください。
書き出すと大変な量になりますので (^ ^ ;)



厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081260.html>

- ・ 受給金額（目安）：100 万円
- ・ 対象業種（目安）：全業種
- ・ 受給条件：雇用保険への加入

となります。

《 経営情報 》 文責：原田

相続税の基礎控除額は、次のように計算されます。

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

この法定相続人に含める数について、養子がいる場合には次のような制限があります。

被相続人に実子がいる場合・・・1人まで

被相続人に実子がいない場合・・・2人まで

具体例：相続人が配偶者、実子1人、養子2人の場合

この場合、養子は2人いますが、基礎控除を計算するときには1人として数えます。

したがって、基礎控除額は次のように計算されます。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$$

相続財産がこの基礎控除額を超えると相続税の申告が必要となってくるので注意が必要です。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・ 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…11月2日
- ・ 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…11月2日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) 納付期限…11月2日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11月16日

《 行楽日記 》 文責： 亀田

皆様、シルバーウィークはいかがお過ごしでしたでしょうか？私は、バスケ、バスケからの長野県へ2泊3日の家族旅行へ行ってきました。

1泊目は、いとこのおばさんに会いに木曾駒高原へ周り一面山々に囲まれてとても静かな場所でしたので午後9時には夢の中へ…野生の猿にも遭遇しとても自然を満喫できました。

翌日は、ランチを伊那のかんてんぱぱガーデンで取りました。広大な敷地をのんびり散策しお腹が空いたら無料で寒天ゼリー食べ放題！！

お子様連れの方にはおススメの場所です。

最終目的地である諏訪湖には、夕方前に到着し2日目も早めに就寝しました。翌日には、諏訪湖で人生初のスワンボートに乗りました(笑)



あっという間の3日間ですが、心身ともにリフレッシュすることができました。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info